

まちづくりの進め方を示す基本計画を紹介

北上市総合計画 2021～2030 基本計画 ④



総合計画の詳細はこちら

まちづくりの方向と目標をまとめた北上市総合計画。「つぎつぎ」をわくわくするまち北上」を目指し、4つの基本目標と10の基本方針を定めています。併せて、今後戦略的に取り組む10の項目を「持続可能なまちづくり推進プロジェクト」としてまとめました。

今回はその中から「地域をつくる文化芸術・スポーツプロジェクト」の内容を紹介いたします。

■問い合わせ：政策企画課 ☎72-82233

地域をつくる文化芸術・スポーツプロジェクト

【概要】

生涯学習や文化芸術、スポーツの持たし力を市民の豊かな生活の営みにつなげ、市民が地域活性化や社会貢献ができる環境づくりをしていきます。また、生涯学習やスポーツなどを継続的に行える仕組みづくりや環境整備に取り組み、市民の一体感や郷土愛の醸成、交流人口や関係人口の増加につなげます。

【重点的取り組み】

●自由にも学習できる環境の充実

学校、家庭、地域、行政が連携し、市民が、いつでも、どこでも、誰でも学び活躍できる環境整備や推進体制の充実に努めます。

●文化芸術に親しむ環境づくり



「スポーツは、幅広い市民に楽しんでもらう」を掲げ、市内各地にスポーツ施設を整備し、市民が気軽に文化芸術に触れられる機会を創出します。



ウェブサイト「スポーツタウン」の情報掲載

文化交流センターさくらホールなどの施設を核とし、各種関係団体と連携を取り組みます。また、市民が気軽に文化芸術に触れられる機会を創出します。

●文化財の次世代への継承

歴史資料や民俗芸能などの文化財を継承していくため、調査・記録・保存を進めながら、文化財を伝え、活用する活動を支援します。また、調査研究の成果や文化財の情報を博物館などから発信し、歴史学習の機会を提供します。

●スポーツの日常化の推進

スポーツ関係団体と連携して、市民が楽しみながらスポーツを日常的に行う取り組みを推進します。

●スポーツ環境の充実

屋外での運動機会を増やし、交流人口・関係人口を拡大するため、アウトドアスポーツ環境の活用を推進します。また、老朽化したスポーツ施設の計画的な整備改修などに努め、スポーツ環境の充実に努めます。

10月1日は国民健康保険証の更新日です

新しい国民健康保険証を送付します



【加入・脱退の届け出を忘れずに】

国保は職場の健康保険と異なり、加入・脱退などの届け出はご自身で行わなければなりません。届け出が遅れると、次のようなことがありますのでご注意ください。

◆加入の届け出が遅れて無保険期間が生じた場合
本来の加入すべき月にさかのぼって国保税が課税され、その分を一括で納めることとなります。

◆脱退の届け出が遅れて二重加入期間が生じた場合
職場の健康保険に加入したにもかかわらず、国保の保険証を使用すると、国保が負担した分の医療費を返還することになります。

◆加入の届け出に必要なもの
職場で発行される健康保険の資格喪失証明書、認め印、身分証明書

●脱退の届け出に必要なもの
国保の保険証（脱退する人全員分）と職場の保険証（加入した人全員分）、認め印

※手続きの詳細は、市のホームページをご覧ください。国保年金課にお問い合わせください。

■問い合わせ：国保年金課 ☎72-82233

04

岩手県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和4年7月31日
氏名 北上市 花子	記号番号 0123456 (枝番)01
生年月日 平成25年6月6日	性別 女
資格取得年月日 平成27年10月1日	
交付年月日 令和3年10月1日	
世帯主氏名 北上市 花子	
住所 岩手県北上市芳町1番1号	
保険者番号 030064	交付者名 岩手県北上市

(表面)

従業員の福利厚生向上を支援します

中小企業福利厚生向上支援事業補助金



中小企業の福利厚生向上を支援するため、(一社)北上地区勤労者福祉サービスセンター(以下「SCC」)の加入に要する入会金と会費を補助します。
■補助対象者：SCCに加入している市内中小企業
■対象経費：補助対象者がSCCに支払った従業員の入会金と1年分の会費で、次の要件を満たすもの
①従業員は期間の定めのない雇用労働契約を締結した者である②従業員がSCCに加入する時期は、雇用労働契約が

ら13か月を経過していない、かつ、令和4年3月31日までの加入である

■申請手続き：申請年度分の会費を支払った後、令和4年3月31日までに申請書類を産業雇用支援課へ

※申請書類やその他詳細は市のホームページをご覧ください。

■問い合わせ：産業雇用支援課 ☎72-8243

これまでの100年を振り返り、次の100年に伝える

第2回展勝地100年ビジョン

創造ワークショップ



開園100周年を迎えた展勝地を、今後どのように残し、どのように発展させていきたいかを語り合う場です。その中で、100年後に残したい・育てたい価値について考えます。専門的な知識は必要ありませんので、ぜひご参加ください。

■とき：9月8日(水)18時～20時

■ところ：さくらホール小ホール

■対象：市民などなたでも

■定員：30人程度(先着順)

■参加料：無料

■申し込み：9月7日(火)までに電話 ☎61-5035 または電子メール (mpo@npo2000.net)で事業受託者のい

わてNPO・NETサポートへ

■問い合わせ：展勝地開園100周年記念事業実行委員会(事務局)都市計画課 ☎72-8279

珈琲ブレイク

No.113

北上市長

高橋敏考



行政の守備範囲

私は高校時代、硬式野球部に所属し、センターを守っていた。自慢ではないが、一応俊足を自負していた私の守備範囲は結構広かったはずである。ただ、それでも限界があり、守備範囲を超える打球は他の野手に任せることになる。

行政にも守備範囲はある。市民の皆さんからの市政への要望は、市政推進にあたって貴重な情報であり、市発展の大きな原動力だ。しかし、時には市の守備範囲を超える要望も少なからずある。例えば、産業廃棄物の大規模焼却施設などの許認可は県が行うものであり、保全すべき周辺の住環境や農地、景観など、問題が大きいと思われる案件であっても意思決定への関与はなかなか難しい。また、通学路の交通安全施設である横断歩道や信号機の設置などの権限は県の公安委員会にある。国道や県道の整備もそれぞれ国や県の守備範囲ということになる。

最近の例では、コロナ禍の中で市民の皆さんから「なぜ詳しい情報を市として発信してくれないのか」という意見を頂くことがある。SNSなどでフェイク情報が広がる中、もっともな話ではあるが、感染症対策の主たる権限は保健所を管轄する県にある。従って発信する情報も一つ一つ県に確認している次第だ。市では県が発する情報を改めて市長メッセージとして発信し、注意喚起を図ってはいるが、まずは県の発表を注意深く確認していただきたい。なお、県からの情報によれば、当市で発生したクラスターはいずれも積極的疫学調査によりおおむね感染経路が特定されているとのことである。

市の守備範囲を超える要望は直接応えることが難しく、市民の皆さんにとっては大きなストレスになる。それを和らげるためには権限の所在、いわゆる行政の守備範囲を明確に示し、しっかり共有することが必要だ。市民の皆さんの要望は市政にとって大きな宝であり、これからも丁寧に応えていきたい。